

【解説版】

大飯原発の「安全審査」開始を撤回し、規制委員会の責任で活断層調査を行うよう求める申し入れ

1、「山頂付近」(山頂トレンチ) 破砕帯の活動時期につて、関電自らが証拠不十分を認める・・・新基準にしたがい安全側に判断し、「将来活動する可能性のある断層等」と評価すべき



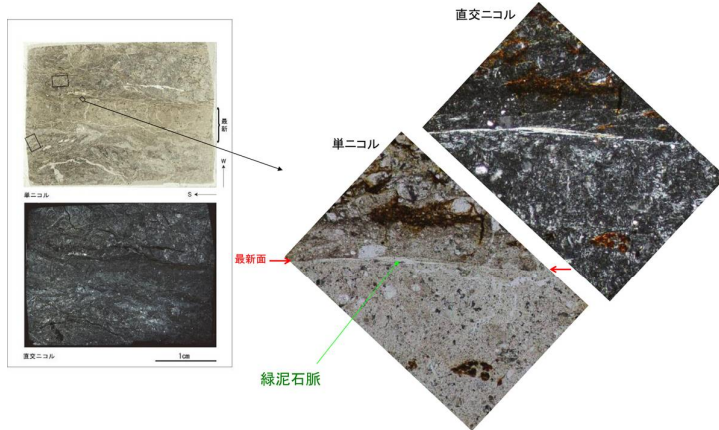
(図1) 第5回規制委大飯原発の断層調査・有識者・評価会合での渡辺委員の資料より

関電は、「敷地南側」(南トレンチ)の破砕帯と「山頂付近」(山頂トレンチ)の破砕帯の活動時期を同一だと主張。これについて、複数の委員が疑問を呈した。

渡辺満久委員は8月19日の第5回評価会合で、「山頂トレンチは、非常に硬い岩盤の間に手で掘れるような(軟弱な)破砕帯がある。これは地表部を見ていたわけではな

く、もとの山を10mないしは20m削った岩盤の中を見ている」(20p・図1)と指摘。したがって、破砕帯の上の地層は廃棄され

ているため、上部の地層を切っているのかどうか、また、「地質構造学的に活動時期を特定することはできない。」(21p)(渡辺委員)

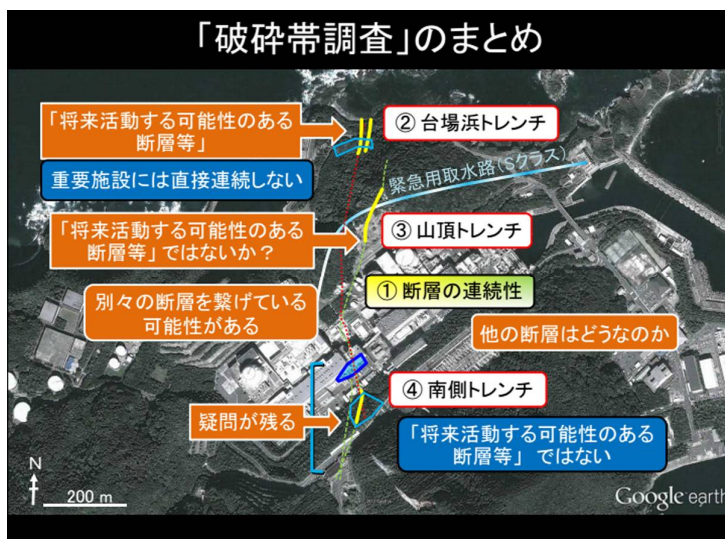


薄片観察結果  
・薄片中には、上部と下部にカタレーサイトが認められ、中央部に粘土混じり細粒部(最新部)がみとめられる。  
・最新部と上部のカタレーサイトとの境界は、Y面(最新面)により境界付けられている。最新部と下部のカタレーサイトとの境界はやや不明瞭であり、凹凸がある。  
・最新面には緑泥石の結晶が脈状に充填しており、その結晶は破碎されていない。  
・周辺の破砕部の割れ目にも緑泥石脈が発達しており、破碎されていない。  
山頂トレンチF-6破砕帯 薄片観察結果(SW9~10、主トレス、その2)

(図2) 第6回同評価会合の資料(現調7-1 45P)

また、渡辺満久委員は9月2日の第6回評価会合で、「山頂付近」(山頂トレンチ)F-6破砕帯の薄片観察結果『大飯・現調7-1の45ページ』で、「最新面には緑泥石(の結晶が脈状に充填しており、その結晶は破碎されていない。周辺の破砕部の割れ目にも緑泥石脈が発達しており、破碎されていない=図2)は、言葉で「破碎されていない」とは書いてあるが、そういうデー

夕はここにはないのか」と疑問を呈した。これについて、重松紀生委員も、「これは緑泥石が非常に滑りやすい方向に並んでいることを示している。これが動け



第5回同評価会合の渡辺委員の資料より

新世以降の活動はないと言っているわけではなく、これもその証拠の一つ(30p)と述べ、自ら証拠不十分を認めた。したがって、新基準にしたがい安全側に判断し、「将来活動する可能性のある断層等」と評価すべきである。

2、F-6の連続性について、「南トレンチ」と「山頂トレンチ」で見つかった破碎帯は、本当にF-6なのか認識は一致していない

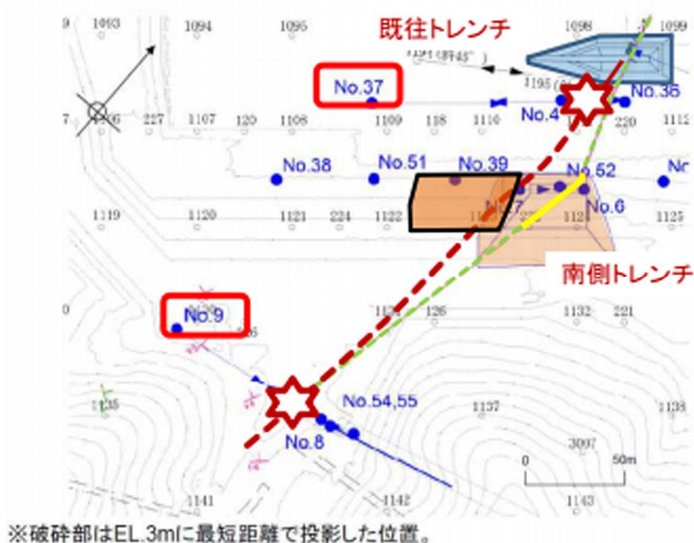


図3 第5回同評価会合の渡辺委員の資料より

ば、条線なり何らかの痕跡は残す。山頂トレンチのところでは条線を観察したとき、八以降の(活動時期に)八-1、八-2とあって、それ以降の条線は特についていないので、それを考えれば、それ以降に何か活動があったというふうには考えにくい。ただ、これだけをもって、これ以降に動いていないというのはどうかと思う(30p)と疑問を呈した。これに対し関電は、「おっしゃるとおり、これだけで後期更新世以降の活動はないと言っているわけではなく、これもその証拠の一つ(30p)と述べ、自ら証拠不十分を認めた。したがって、新基準にしたがい安全側に判断し、「将来活動する可能性のある断層等」と評価すべきである。

貴委員会は、「敷地南側」(南トレンチ)の掘削について、300メートルのトレンチを掘るよう要求した。しかし関電は、「70メートルのトレンチを掘れば、その掘削口の真ん中にF-6が出てくると主張し、貴委員会の要求を拒否した。その結果、実際には「敷地南側」(南トレンチ)の掘削口の東側の端に破碎帯が出現。関電はこれ

をF-6と呼んでいるが、多くの委員会から疑問の声が出ている。

重松紀生委員は第5回評価会合で、「No37 ボーリング試掘坑や No37-2 同の破碎帯幅を

見ると 30cm あり、幅と長さの関係から考えると、100m 以上続くのではないかと No 37-2 がそのままの走向で延びてくると、南トレンチ部分を外している可能性もある」(13p)と指摘した。また、廣内大助委員は同会合で、No37 ボーリングの破碎帯は、「西傾斜の顕著なもの、本当に連続しないのか(17p)」、「最大の疑問は、F-6 が曲がったところから延びて、それが No 37 に続くのではないかと疑問である」(18p)と述べた。渡辺満久委員も同会合で、「南トレンチの西側付近 (No51 と No39 の間) まで掘る必要がある。疑問が残った」(23p)と重ねて指摘し、関電に掘削を求めた。

4 人の委員の内、3 人の委員までが、山頂トレンチと南トレンチの破碎帯がどのようにして F-6 とつながるのかの疑問を呈し、認識は一致していない。F-6 との連続性がはっきりしないのに、「F-6 は活断層ではない」との根拠にはならない。

3、台場浜の露頭について、当初関電が「F-6 だ」といていた破碎帯と、「新たな F-6」が見つかったことの説明は不十分である

廣内委員は 7 月 8 日の第 4 回評価会合で、「当初の F-6 が、どう考えられたのかを、一番初めの報告書を読んだ。東傾斜と言っているのは、この既存(「既往」)トレンチだけである。実際に(このトレンチの)左右の断面と、それから、3 号炉付近をまたぐ南北の断面を見てみると、いずれも F-6 を西傾斜の断層として認定している」(44p)。「もともと西傾斜で考えていたものが、東傾斜の断層で今回は置きかえている(同)と指摘している。また、第 5 回同会合でも、「F-6 は従来指摘されたものとは違った部分の破碎帯が F-6 につながるという説明を受けた、一方で、そもそも前に認定していた破碎帯というのは消えるわけではないので、これは一体何か。」(17p)、「一方で、そもそも F-6 を認定したときの基準で指摘されたものが、どう評価されているかについて説明が不十分」(第 4 回 30p)だとさらに疑問を呈している。

関電は、建設時の大飯原発 3、4 号機の設置許可申請書で示した F-6 の性状は西傾斜と説明。今回の「新たな F-6」はまったく別物で、東傾斜だと説明している。台場浜の破碎帯についても「地すべりだ」して、「山頂トレンチ」との連続性についても否定している。これにつて関電は、「もうちょっと整理する」などと答えるのみで、明確に説明していない。

4、台場浜海岸東部の、断層は「活断層」である可能性が高い。「地すべり」と主張する「岩盤表層地すべりブロック」は、データ不足で「地すべり」とは断定できない

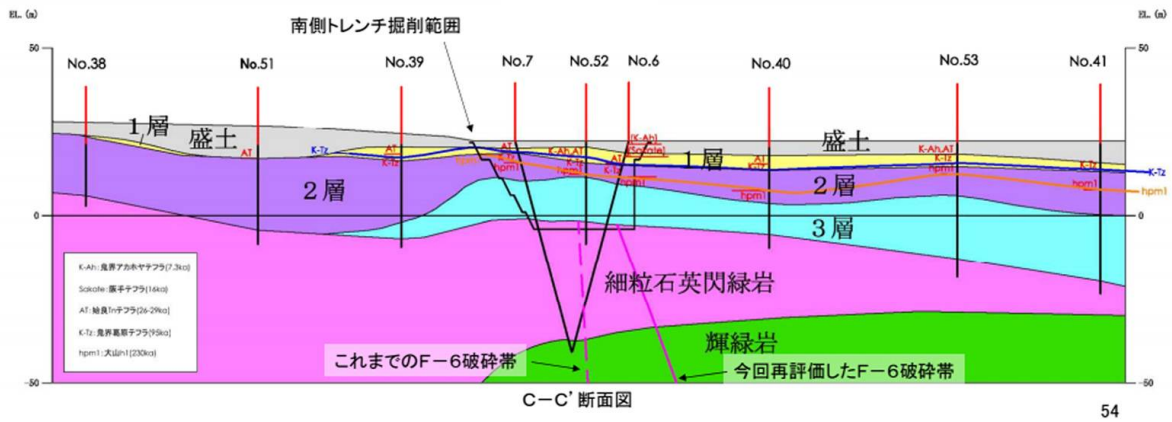
「大飯原発前面、台場浜海岸の断層露頭の調査結果について」(2013/9/16 福井嶺南原発断層調査グループ)を参照

#### 4、まとめ

以上のことから、貴委員会は強引に「報告書案」作成を急がないこと。そして、関電まかせにせず、大飯原発敷地内とその周辺の破碎帯(断層)などについて、貴委員会が地質

学、地形学、第四紀学的なきちんとした調査を、堆積地質学者などの専門家を加えて行い判断すべきである。

以上



(参考図) 第5回同評価会合の資料54Pより